

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◁ 役員の退職給与引当金

Q：当社では、将来支払われる役員退職金に備えて、役員の退職給与引当金を繰り入れようと考えていますが、税法上何か問題がありますか。

A：税法上退職給与引当金は、従業員の退職給与のみに認められていますので、役員の退職給与引当金は計上できません。

【解説】

使用人については労働協約又は就業規則によって法人に退職給与の支給が義務づけられています。役員は法人と委任に準ずる関係にあり、たとえ使用人としての職務を兼務する者であっても、その退職給与は株主総会の決議等によりその額が決められて支給されるものですから、退職給与が必ず支給されるとはいえませんし、また、その支給される金額も不明です。そのため、法人税法上、退職給与引当金の繰り入れの対象者は使用人に限られています。

法人税法上役員退職給与引当金の繰り入れは認められませんが、将来の支払に備えて会計上損金経理により引当金を設定し、自己否認して申告している会社もあります。

この場合、役員の退職給与については、その確定時または支給時に損金経理をすることが損金算入の要件とされていますので、役員退職給与を支給したときに引当金を直接減額するのではなく、役員退職給与引当金は戻入れの処理をし、役員退職金は費用として総勘定元帳に記帳する必要があります。

